様式②

病　欠　証　明　書（医師記入用）

学校名	金沢学院大学附属第二高等学校
学年・組 番号・氏名	年　　組　　番　氏名

生徒氏名　　　　　　　　　　　　様

病名：

登校を控える必要がある期間：
令和　　年　　月　　日（　）から　　月　　日（　）まで

自宅療養を　要する／要した　ことを証明する

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医師名　　　　　　　　印

※この証明書は、学校において感染症の出席停止の証明に使用するものとする。

※定期試験期間に学校感染症に罹患した場合はこちらの様式を使用すること。
この場合、様式①（保護者記入用）の使用は不可とする。定期試験期間に学校感染症以外の病気や負傷した場合も、試験当日を含む安静が必要な期間を医療機関で記入を依頼し、提出すること。

※様式①病欠証明書（保護者記入用）に該当しない場合はこちらの様式を使用すること。

参考　出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）
（1）第１種　治癒するまで。
（2）第２種　次の期間。ただし、病状により医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りでない。

イ、インフルエンザにあっては、発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
ロ、百日咳にあっては特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
ハ、麻しんにあっては、解熱したのち３日を経過するまで
ニ、流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
ホ、風しんにあっては、発しんが消失するまで
ヘ、水痘にあっては、すべての発しんが痂皮化するまで
ト、咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後２日を経過するまで
チ、結核にあっては、病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
リ、髄膜炎菌性髄膜炎にあっては、病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
ヌ、新型コロナウィルス感染症：発症から５日間が経過し、かつ症状軽快後１日を経過するまで

この証明書は下記の経路を通り、保健室で保管されます。
担任→生徒（保護者）→医師→生徒→担任→保健室

注：この証明書は医療機関において診断書と同じ扱いをされることがあります。